

## 倉敷市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民の誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するため、日常的にスポーツを行う場としての総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の育成を図ることを目的として、その創設及び活動事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 新たに総合型クラブを創設する事業（以下「総合型クラブ創設事業」という。）
- (2) 総合型クラブ創設後にクラブが行う諸事業（以下「総合型クラブ活動事業」という。）

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも備えているものとする。ただし、総合型クラブ創設事業にあつては、補助対象事業完了時に次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 地域に開かれ、公益性があること。
- (2) 自立した運営組織を持つこと。
- (3) 運営方針を明記した規約があること。
- (4) 年間活動計画を有すること。
- (5) 年間予算計画を有すること。
- (6) 子どもから高齢者までが参加できる複数の種目が用意されていること。

### (補助金の額、補助対象経費及び補助年限)

第4条 補助金の額、補助対象経費及び補助年限は、別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の事業計画書
  - (2) 所定の収支予算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の変更許可申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業の完了日から1箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の事業報告書
- (2) 所定の収支決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書を受け付けたときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要領に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 6月25日から施行する。

別表（第4条関係）

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 補助金の額  | 1 団体1 箇年における補助金の額は、当該事業実施に係る補助対象経費の10分の10の額とする。ただし、補助限度額は、50万円とする。  |  |
| 補助対象経費 | <p>1 総合型クラブ創設事業</p> <p>(1) 調査、基本構想、会則、事業計画等の作成</p> <p>(2) 準備委員会等会議の開催</p> <p>(3) 研修会、講習会等の開催</p> <p>(4) 広報活動</p> <p>(5) その他総合型クラブ設立のための活動で、市長が必要と認めるもの</p>                      | 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が適当と認める経費 |
|        | <p>2 総合型クラブ活動事業</p> <p>(1) 運営委員会等の会議の開催</p> <p>(2) クラブマネジャー及び有資格指導者の育成</p> <p>(3) 健康・体力づくり等の事業</p> <p>(4) 定期的・継続的なスポーツ教室、スポーツ大会等の開催</p> <p>(5) 各種研修会、講習会の開催</p> <p>(6) 広報活動</p> | 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が適当と認める経費 |
| 補助年限   | 1 総合型クラブ創設事業  | 1 団体1 箇年   |
|        | 2 総合型クラブ活動事業  | 1 団体2 箇年   |

備考

- 1 補助対象経費の基準額は、別に定める。
- 2 補助事業者が、国、県その他の機関からの補助金等を受ける場合においては、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。